



1. 賃金改善を行う賃金項目及び方法

介護職員等処遇改善加算

◆賃金改善を行う給与の種類

・基本給 ・手当（増額）

◆方法

- ① 令和 7 年 4 月に正規職員について、定期昇給を実施する。（平均昇給額 3,800 円）
- ② 正規職員の基本給に対し月額 10,000 円の上乗せを継続する
- ③ 介護福祉士として従事している者に対して、月額 4,000 円の資格手当の支給を令和 7 年 4 月より 1,000 円増額し月額 5,000 円とする
- ④ 社会福祉士及び介護支援専門員として従事している者に対して、月額 5,000 円の資格手当の支給を令和 7 年 4 月より 5,000 円増額し月額 10,000 円とする。
- ⑤ 「処遇改善手当」として毎月支給する。支給方法は下表の通り。

支給対象職種	全職種（休職者を除く）		
基本支給額	介護（※1）	3 等級～5 等級	40,000 円
		2 等級	39,000 円
		1 等級	38,000 円
		非正規	
	その他 （上記に該当しない職員）	正規	37,000 円
		非正規	

※1 介護：介護員、生活支援員、相談員、職業指導員、就労支援員、訪問介護員、世話人（但し、作業業務のみ従事する者は除く）

2. 職場環境改善等について

・入職促進に向けた取り組み

- ◇法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ◇他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ◇職場体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施

・資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ◇働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援

- 者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
- ◇上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

・両立支援・多様な働き方の推進

- ◇子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ◇有休休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等の実施

・腰痛を含む心身の健康管理

- ◇業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ◇福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ◇事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

・生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取り組み

- ◇現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施
- ◇業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ◇介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排せつ支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器（ビジネスチャットツール含む）の導入
- ◇業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。

・やりがい・働きがいの醸成

- ◇ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ◇利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ◇支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

令和 7 年 4 月 15 日記載